



発行所 四国新聞社  
 〒760-8572  
 高松市中野町15番1号  
 ©四国新聞社 2018年  
 ご意見・お問い合わせは  
 読者相談室 087-833-5552  
 (平日10時～17時/土日祝休)  
 電話 087-833局  
 報道部 1119 総務局 1114  
 運動部 1818 販売局 1124  
 生活文化部 1121 広告局 1145  
 事業室・文化教室 811-2300  
 ご購読のお申し込みは  
 ☎ 0120-084459

# 在宅医療、みとり推進

## かかりつけ医 役割強化

### 18年度、診療報酬改定

厚生労働省は7日、医療機関に支払う診療報酬の4月からの改定内容を決めた。高齢者が住み慣れた地域で最後まで暮らせる仕組みづくりを掲げており、介護と連携して在宅医療や施設でのみとりを進める。高齢で慢性疾患を抱える患者の増加を背景に、ニーズに合わせた病床再編を促し、かかりつけ医の役割を強化する。(3面に関連記事)

で患者を診る「遠隔診療」の報酬を新設。過疎地や離島といった医療機関や医師が不足している地域で在宅でも診療を受けられるようにする。

加藤勝信厚労相の諮問機関である中央社会保険医療協議会が答申した。高齢化で死亡者が増えており、自宅や介護施設でのみとりをしやすいとする。現在、特別養護老人ホーム(特養)の患者を外部の医師がみとる場合、特養が介護報酬の加算を取ると医師は診療報酬の加算を受けられないが、医師も報酬をもらえないようにして訪問診療の担い手を増やす。情報通信技術(ICT)を活用してテレビ電話など

- 診療報酬改定のポイント
- 介護と連携して在宅医療や施設でのみとりを進める
  - ニーズに合わせた病床再編を促し、かかりつけ医の役割を強化
  - テレビ電話などで患者を診る「遠隔診療」の報酬を新設
  - 訪問診療や夜間・休日に対応するかかりつけ医を対象に初診時に800円を上乗せ
  - 紹介状なしで大病院を受診した人に5000円以上の追加負担を求める制度を拡大
  - 「門前薬局」は大手薬局グループの報酬を引き下げ

身近な診療所にかかりつけ医として日常的な診察を担ってもらい、先端医療を担う大病院との役割分担をさらに進める。訪問診療や夜間・休日に対応するかかりつけ医を対象に初診時に800円を上乗せする(自己負担は最大3割)。一方、自己負担なしで大病院を受診した人に5千円以上の追加負担を求める制度は、対象病院を500床以上から400床以上に拡大。262カ所から約410カ所に増える。

重症患者向けの「急性期病床」は現在、看護師の配置人数が多いほど高い報酬を支払っている。重症者の割合や治療内容で段階的に配分する仕組みに改め、ニーズが高い慢性疾患を抱える人向けの病床への転換を促す。

社会保障費が年々増大する中で医療費削減策も盛り込まれたが、小粒なものにとどまった。病院前で営業する「門前薬局」は、利益が大きい大手薬局グループの報酬を減算。腎臓病患者の人工透析の報酬も引き下げ。

診療報酬は原則2年に1回改定され、2018年度は昨年末に全体で0.9%(薬価制度の改革分を含めると1.19%)のマイナスと決まった。今回は3年に1回の介護報酬との同時改定。

みとる場合、特養が介護報酬の加算を取ると医師は診療報酬の加算を受けられないが、医師も報酬をもらえないようにして訪問診療の担い手を増やす。情報通信技術(ICT)を活用してテレビ電話など

# 「在宅」にシフト、遠隔診療も

4月から医療の値段が変わる。超高齢社会の到来を受け、国は自宅で過ごす患者の増加を見据え、在宅医療を重視。情報通信技術（ICT）を活用した「遠隔診療」の普及も図る。入院が長期化しないよう早めのリハビリを促す。2018年度診療報酬改定で厚生労働省が試算した結果を基に、患者の自己負担の変化をまとめた。

## 患者負担こう変わる

**在宅** がん治療では、入院中も退院後も緩和ケアを受けやすくなるのが特徴だ。そうした環境を充実させ、介護サービスとの連携に取り組む病院や訪問看護ステーションに報酬を上乗せする。

例えば、末期の肝臓がんの女性(78)のケース。一般病棟から短期間で緩和ケア病棟に移ることで良質なケアを受けられ、在宅療養への移行がスムーズになる。退院後は週2回の訪問診療と週4回の訪問看護を利用。うち週1日は看護師らが複数で訪問する。自己負担（現役並み所得

のため3割）は現行より月197円増えて8万3893円。

**外来** パソコンなどを使って、患者と離れた場所から医師が診察する「遠隔診療」の報酬を新設した。仕事が忙しい患者でも対面診療と組み合わせて効率的に受診でき、生活習慣病の予防などを継続しやすくする。

高血圧で毎月かかりつけ医を受診する男性(45)は、ある月を遠隔診療、次の月を対面診療と効率的に使い分け、自己負担（3割）を2カ月で計2013円抑えられる。

**入院** 「入院から在宅へ」が国の基本方針だが、手厚い人員配置で重症患者に質の高い医療を提供できる病院については高い報酬を維持する。寝たきり防止に向け、早期リハビリを実施する病院には報酬を加算する。

脳梗塞で夜間に緊急入院して手術を受けた男性(58)が、手術後1日からリハビリを始め、肺炎を起こさないように計画的な口腔ケアを受けた場合、自己負担（3割）は380円増の9万4667円となる。

4月から医療費こう変わる

在宅 1 1カ月当たり	ケース1	末期の肝臓がんの女性(78)。緩和ケア病棟を退院後は週2回訪問診療、週4回訪問看護を利用。現役並み所得で自己負担は3割
	ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一般病棟から短期間で緩和ケア病棟に移ると → 医 1日1250円報酬加算</li> <li>■身体的理由で複数の看護師による訪問看護を受けると → 医 1回3000円報酬加算</li> </ul>
これまで		4月から
医	62万6580円	64万6330円 ↑ 1万9750円
自	※8万3696円	※8万3893円 ↑ 197円
外来 2 1カ月当たり	2	高血圧で毎月かかりつけ医を受診する男性(45)。自己負担は3割
	ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>■対面診療と遠隔診療を組み合わせて効率的に受診 → 医 オンライン診療料700円の報酬新設</li> </ul>
これまで		4月から
医	1万6820円	1万110円 ↓ 6710円
自	5046円	3033円 ↓ 2013円
入院 3 2カ月当たり	3	脳梗塞の男性(58)。夜間に緊急入院して手術し、14日間入院。自己負担は3割
	ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>■手術後すぐリハビリを受けると → 医 5000円報酬加算</li> <li>■手術後に肺炎を起こさないように計画的な口腔ケアを受けると → 医 6000円報酬加算</li> </ul>
これまで		4月から
医	168万5650円	172万3650円 ↑ 3万8000円
自	※9万4287円	※9万4667円 ↑ 380円

厚生労働省の資料を基に作成。医療機関が受け取る医療費、自己負担。※は高額費用を抑える制度を利用。ケース2は、ある月に遠隔診療、次の月に対面診療を受けた場合。